防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十四号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十月一日とする。

経済産業大臣　武藤　容治
防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十五号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）附則第一条本文及び第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和八年四月一日とする。

農林水産大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　石破　茂

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年九月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第三百二十六号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第十五条第二項及び第四十三条第二号、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五条第二号（同法第十四条において準用する場合を含む。）並びに沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律施行令（平成三年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律施行令

本則中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改め、「平成三年法律第五十九号」の下に「。次条において「法」という。」を加え、「第七条第二項」を「第十五条第二項」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（飲食料品等の取引に関する法律）

第二条　法第四十三条第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）
二　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）
三　日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）
四　商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）
五　農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）
六　輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）
七　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）
八　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）
九　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）
十　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）
十一　特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）
十二　商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）
十三　計量法（平成四年法律第五十一号）
十四　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）
十五　健康増進法（平成十四年法律第百三号）
十六　牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）
十七　米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）
十八　消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）